

○ 財 務 省 告 示 第 230 号

政 府 資 金 調 達 事 務 取 扱 規 則 (平 成 11 年 大 蔵 省 令
第 6 号) 第 5 条 第 11 項 の 規 定 に 基 づ き 、 令 和 5
年 8 月 10 日 に 発 行 し た 政 府 短 期 証 券 の 発 行 条 件 等
を 次 の と お り 告 示 す る 。

令 和 5 年 9 月 8 日

財 務 大 臣 鈴 木 俊 一

- | | | |
|---|---------------------------------|---|
| 1 | 名 称 及 び 記
号 | 国 庫 短 期 証 券 (第 1174 回) |
| 2 | 発 行 の 根 拠
法 律 及 び そ
の 条 項 | 財 政 法 (昭 和 22 年 法 律 第 34 号)
第 7 条 第 1 項 、 財 政 融 資 資 金 法
(昭 和 26 年 法 律 第 100 号) 第 9
条 第 1 項 並 び に 特 別 会 計 に 関 す
る 法 律 (平 成 19 年 法 律 第 23 号)
第 83 条 第 1 項 、 第 94 条 第 2 項 、
同 条 第 4 項 、 第 95 条 第 1 項 、 第
136 条 第 1 項 及 び 第 137 条 第 1
項 |
| 3 | 振 替 法 の 適
用 等 | 社 債 、 株 式 等 の 振 替 に 関 す る 法
律 (平 成 13 年 法 律 第 75 号 。 以
下 「 振 替 法 」 と い う 。) の 規 定 の
適 用 を 受 け る も の と し 、 そ の 振
替 機 関 は 日 本 銀 行 と す る 。 |
| 4 | 発 行 方 法 | 価 格 を 競 争 に 付 し て 行 わ れ る 入
札 (以 下 「 価 格 競 争 入 札 」 と い
う 。) に よ る 発 行 (以 下 「 価 格 競
争 入 札 発 行 」 と い う 。) 及 び 価 格
競 争 入 札 と 同 時 に 行 わ れ る 入 札
で あ っ て 、 財 務 大 臣 が 各 国 債 市
場 特 別 参 加 者 ご と に 応 募 限 度 額
を 定 め る も の に よ る 発 行 (以 下
「 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ・ 第 I 非 |

		価格競争入札発行」という。)
5	募入決定の方法	
	(1) 価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
	(2) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6	発行額	
	(1) 価格競争入札発行	額面金額で 3,296,880,000,000 円
	(2) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で 703,100,000,000 円
7	払込金額	
	(1) 価格競争入札発行	3,299,605,472,400 円
	(2) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	703,683,573,000 円
8	最低額面金額	50,000 円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿

		の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和5年8月10日
11	発行価格	
	(1) 価格競争 入札発行	額面金額 100円につき 100円 7 銭 3厘以上のそれぞれの応募価格
	(2) 国債市場 特別参加 者・第I 非価格競争 入札発行	額面金額 100円につき 100円 8 銭 3厘
12	償還期限	令和6年2月13日 ただし、償還期が銀行休業日に 当たるときは、その翌営業日に 償還金を支払う。
13	償還金額	額面金額 100円につき 100円
14	元金支払場所	日本銀行
15	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16	払込期日	令和5年8月10日